

令和7年度返子市保育料表（3号認定）

保育標準時間

<0歳児～2歳児（3号認定）>

階層区分	課税額による区分	保育料
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯 (ひとり親家庭等)	0円
	市民税非課税世帯	0円
3	市民税均等割課税	5,060円
4	市民税所得割16,200円未満	6,160円
5	市民税所得割16,200円～32,400円未満	7,260円
6	市民税所得割32,400円～48,600円未満	8,360円
7	市民税所得割48,600円～60,700円未満	9,460円
8	市民税所得割60,700円～72,800円未満	11,660円
9	市民税所得割72,800円～84,900円未満	14,410円
10	市民税所得割84,900円～97,000円未満	18,260円
11	市民税所得割97,000円～115,000円未満	23,210円
12	市民税所得割115,000円～133,000円未満	28,160円
13	市民税所得割133,000円～151,000円未満	33,110円
14	市民税所得割151,000円～169,000円未満	38,060円
15	市民税所得割169,000円～202,000円未満	43,010円
16	市民税所得割202,000円～235,000円未満	48,510円
17	市民税所得割235,000円～268,000円未満	54,010円
18	市民税所得割268,000円～301,000円未満	59,510円
19	市民税所得割301,000円～397,000円未満	65,340円
20	市民税所得割397,000円～493,000円未満	71,390円
21	市民税所得割493,000円～589,000円未満	77,440円
22	市民税所得割589,000円以上	83,490円

無償化

保育短時間

<0歳児～2歳児（3号認定）>

階層区分	課税額による区分	保育料
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯 (ひとり親家庭等)	0円
	市民税非課税世帯	0円
3	市民税均等割課税	4,970円
4	市民税所得割16,200円未満	6,050円
5	市民税所得割16,200円～32,400円未満	7,130円
6	市民税所得割32,400円～48,600円未満	8,210円
7	市民税所得割48,600円～60,700円未満	9,290円
8	市民税所得割60,700円～72,800円未満	11,460円
9	市民税所得割72,800円～84,900円未満	14,160円
10	市民税所得割84,900円～97,000円未満	17,940円
11	市民税所得割97,000円～115,000円未満	22,810円
12	市民税所得割115,000円～133,000円未満	27,680円
13	市民税所得割133,000円～151,000円未満	32,540円
14	市民税所得割151,000円～169,000円未満	37,410円
15	市民税所得割169,000円～202,000円未満	42,270円
16	市民税所得割202,000円～235,000円未満	47,680円
17	市民税所得割235,000円～268,000円未満	53,090円
18	市民税所得割268,000円～301,000円未満	58,490円
19	市民税所得割301,000円～397,000円未満	64,220円
20	市民税所得割397,000円～493,000円未満	70,170円
21	市民税所得割493,000円～589,000円未満	76,120円
22	市民税所得割589,000円以上	82,070円

- (注1) 課税額は、税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除など）を適用する前の税額で算定します。
- (注2) 市民税所得割57,700円以上の一般世帯は、同一世帯の生計を一にする就学前の子どものうち、第2子は半額（10円未満切り捨て）、第3子以降については0円となります。
- (注3) 市民税所得割57,700円未満の一般世帯は、同一世帯の生計を一にする子どものうち、第2子は半額（第3階層は0円）、第3子以降は0円となります。
- (注4) 市民税所得割77,101円未満のひとり親家庭等、要保護世帯は、同一世帯の生計を一にする子どものうち、第1子は半額（第3階層は0円）、第2子以降は0円となります。
- (注5) 保育料は、年度当初の実施年齢で決定するため、年度途中で誕生日を迎えても、年齢による変更はありません。
- (注6) 海外での収入がある方は、海外での1年間の収入と社会保険料を日本円に換算し、市民税額相当の額を算出した上で、保育料を算定します。
- (注7) 上記以外の減免が適用されている場合があります。詳細は保育課までお問い合わせください。